

豊田市下水道承認工事要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事及び公共下水道の施設の維持（以下承認工事という。）に関し、必要な事項を定める。なお、農業集落排水施設又は地域し尿処理施設についても、これに準ずるものとする。

(指定業者)

第2条 公共下水道の施設に関する工事を行う下水道施工業者は、申請者が選定し依頼する者であって、以下の事項を全て満たす者でなければならない。ただし、過去5年以内に豊田市において下水道承認工事を行った施工業者はこの限りではない。

- (1) 本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと
- (2) 一般建設業許可又は特定建設業許可（土木一式工事）を有すること
- (3) 公道内における下水道工事に係る官公庁発注工事のうち、申請年度の4月1日より過去10年間施工・完了した実績を有するもの（下請としての実績は除く。）

(下水道施設の技術的基準)

第3条 「愛知県建設局土木工事標準仕様書」、「豊田市公共下水道条例(昭和61年条例第41号)」、「下水道施設計画設計指針と解説」及び別表1に掲げる技術的基準に準ずること。これにより難しい場合は、申請者より事業管理者へ協議を行うこと。

(申請)

第4条 承認工事を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、下水道工事施工承認申請書（様式1。以下、「申請書」という。）に必要な書類を添付して、豊田市事業管理者（以下、事業管理者という。）に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 事業管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、承認工事の必要性、技術的な適正、施工能力等を審査の上、速やかに承認の可否及び条件を決定し、下水道工事施工承認書（様式2）を申請者に交付するものとする。承認不可の場合は、その旨を通知する。

(審査基準)

第6条 前条に規定する承認工事の技術的な適正審査及び施工能力の審査は、次の各号に掲げる事項について、申請図の調査、現地調査等により行うものとする。

- (1) 法、豊田市公共下水道条例（昭和61年条例第41号）その他関連する法令に違反していないこと。
- (2) 第2条に規定する指定業者であること。
- (3) 第3条に規定する技術的基準に基づいていること。

(標準処理期間)

第7条 申請書受付から下水道工事施工承認書の交付までに通常要すべき標準的な期間は、30日間とする。

(条件)

第8条 事業管理者は第6条の規定に基づき、承認を可とする決定（以下「承認決定」という。）を行う場合には、法第33条の規定に基づき、別表2・3に規定する条件を付すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業管理者は、工事の内容に応じ、別表に規定する条件を修正し又は追加をすることができる。

(完成義務)

第9条 申請者は、申請した工事期間内に当該承認工事を完了させなければならない。ただし、事業管理者がやむを得ないと判断する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を取り下げることができる。

(1) 工事着手前であるとき。

(2) 工事着手前の状態に回復したとき。

(3) その他申請を取り消しても上下水道局の事業に支障がないとき。

2 申請者は、前項の規定により承認工事の申請を取り下げるときは、事業管理者に対し、下水道工事施工廃止承認申請書（様式1）を提出しなければならない。

3 申請者は、承認工事の内容を変更するときは、事業管理者に対し、下水道工事施工承認変更申請書（様式1）を提出しなければならない。ただし、構造及び数量の変更を伴わないものは、変更届（様式3）により届け出ることができる。なお、事業管理者が特に必要がないと認める場合については、この限りではない。

4 事業管理者は、前2項に規定する申請書が提出されたときは、速やかに申請者に対して書面にて回答するものとする。

(占用申請)

第10条 公道等で工事を行う場合は、各管理者への占用許可申請書を作成し、事業管理者へ提出しなければならない。各管理者への提出は、事業管理者にて行うものとする。なお、道路使用許可については、申請者にて必要な手続きを行わなければならないものとする。

(使用材料)

第11条 使用する材料は、事業管理者の認定する規格品又はこれと同等品以上のものとし、工事用材料使用届（様式4）を提出し、現場着手前に事業管理者の確認を受けなければならない。

(承認工事の着手)

第12条 申請者は、承認工事の着手前に公共下水道工事着手届（様式5）を提出しなければならない。

(維持管理)

第 13 条 申請者は、承認工事の期間中、承認工事に係る公共下水道施設の維持管理を適切に行わなければならない。

(中間検査)

第 14 条 申請者は本管布設後、舗装本復旧前に中間検査を受けなければならない。検査希望日の 1 週間前までに日程調整を行い、中間検査依頼書（様式 6）を事業管理者へ提出するものとする。

(承認工事の完了)

第 15 条 申請者は、承認工事を完了したときは、直ちに公共下水道工事完了届（様式 7）を事業管理者へ提出するとともに、完了検査を受けなければならない。

2 事業管理者は、前項に規定する完了届が提出されたときは、速やかに完了検査を行い、工事が適正に完了したと認めたときは、完成検査結果通知書（様式 8）を申請者に対し通知するものとする。

3 事業管理者は、前項の完了検査の結果、不備があると認めた場合その他必要があると判断した場合は、申請者に対し修補等必要な措置を命じることができる。この場合において、当該必要な措置の完了を承認工事の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

(管理移管及び寄附採納)

第 16 条 申請者は、完成検査結果通知書を受理したのち、速やかに事業管理者に管理移管及び寄附採納届（様式 9）を提出し、下水道施設の管理移管及び寄附採納手続を行わなければならない。また、下水道への宅内管接続工事は、管理移管及び寄附採納の手続が完了した後で行うものとする。

(受益者負担金)

第 17 条 承認工事により、下水道事業受益者負担金が賦課または徴収猶予を取り消される場合は、受益者負担金担当の意見に従い、本工事の完了検査までに必要な手続を行うこと。

(監督処分)

第 18 条 事業管理者は、承認工事に際して、申請者が法令等又は第 8 条に基づき付された条件に違反した場合は、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、承認の取消し、条件の変更、行為の中止、変更その他の必要な措置を命じることができる。

(費用負担)

第 19 条 承認工事にかかる費用は、全て申請者の負担とする。

2 承認工事に伴う他の埋設管等に係る協議、支障移設等は全て申請者が行い、これにかかわる費用は、全て申請者の負担とする。

(損害賠償)

第 20 条 申請者は承認工事の施工にあたり公共下水道施設、道路施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(施工不適合責任)

第 21 条 事業管理者は、承認工事にかかる公共下水道施設に施工不適合がある場合には、申請者に対し相当の期間を定めてその施工不適合の修補を請求し、又は修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による施工不適合の修補又は損害賠償の請求は、事業管理者が第 16 条に規定する管理移管完了日から 2 年以内に行わなければならない。

(委任)

第 22 条 この要綱の施行に関して必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に承認許可を受けている承認工事についてはこの限りではないが、可能な限り本要綱に準ずるものとする。

(施行期日)

3 この要綱は、令和 6 年 6 月 6 日から施行する。

別表 1

豊田市下水道技術的基準

①流量計算

マンニング公式 粗度係数： $n=0.010$

管きよ断面の余裕率 100%

②流速と勾配

流速： $0.6\text{m/s} \leq V \leq 3.0\text{m/s}$

勾配：2.9‰～71‰

③管種

本管：PRP（リブ付硬質塩化ビニル管）

圧送管：PE（ポリエチレン管）

取付管：VU（硬質塩化ビニル管）

④管径

本管最小管径：150mm 取付管最小管径：100mm

⑤土被り

本管最小土被り：1.0m（やむを得ない場合は、別途協議）

取付管最小土被り：0.8m（側溝及び地下埋設物に支障がなく、柵設置が可能であること）

⑥素掘り工法と土留め工法

素掘り工法：掘削深さ 1.5m未満

土留め工法：掘削深さ 1.5m以上

⑦管路延長

道路幅員（1.5m以上）：100mまで

道路幅員（1.5m未満）：75mまで

本管の延長が 50mを超える場合もしくは曲点を使用した場合には、中間検査前にカメラ調査を必ず行ってください。

⑧マンホールの設置

会合点は 1 号以上とする。

マンホールには、可とう継ぎ手を使用すること。

小型マンホールの連側使用は不可

小型マンホールの適用深さは 4.0m以下

⑨マンホールの構造

T-25：車道部の国道・県道・都市計画道路・幅員 5.5m（側溝除く）以上の一般市道及び里道

T-14：幅員 5.5m（側溝除く）未満の一般市道及び里道・歩道部（乗入）

T-8：歩道部及び狭幅員道路（道路幅員＜1.5m）の車輛が通らない場所の塩ビ製マンホール用
防護蓋に適用

⑩副管工

上下流の落差が 60cm 以上の場合に設置すること。（原則内副管とする）

1 個までは 1 号マンホール、2 個以上は 2 号マンホールとすること。

⑪曲点について

折れ点(曲点)は、マンホール間で折れ角 30° 以下の場合 2 箇所以内(2 箇所の合計 60° 以内)とす

る。また、1箇所の折れ角が 30° を超え 45° 以下の場合は、マンホール間で1箇所とする。

折れ点(曲点)部の1箇所の最大折れ角度は、 45° (15° 自在継手を3個接続)とする。

上下流のマンホールのどちらかを0号以上とする。

縦断曲点の使用は 15° (曲管1つ) 以内、上下流のマンホールを0号以上、前後の路線が直線の場合に限る。

平面曲点と縦断曲点をマンホール間で併用することはできない。

⑫取付管

勾配： 1% 以上

設置間隔は1 m以上とする。

中間人孔に接続する場合は0号以上とする。

起点人孔に接続する場合は以下の通りとする。

1号人孔：4か所まで

0号人孔：2か所まで

小型C号人孔・小型V号人孔：1か所まで

⑬その他

マンホールの削孔間隔は10 cm以上とする。

別表 2

条 件 (一般事項)

- 1 工事の施工をしようとするものは、あらかじめ事業管理者に届け出てその指示を受けて施工するものとする。また、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- 2 工事中は工事標識を設け、夜間は赤色灯により事故が起きぬよう特に注意すること。
- 3 本管布設完了後、本復旧前に事業管理者に依頼し、中間検査を受けなければならない。
中間検査時には、申請者にてミラー及びライト・工事写真・出来形図を準備すること。
- 4 工事完了後、完了届を提出し、事業管理者の完了検査を受けなければならない。
- 5 施工した工作物、物件または施設は工事完了検査後、上下水道局に帰属するものとする。検査時にマンホール内に入出入りする場合は、検査開始直前に市職員立ち会いのもと、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を調査すること。
- 6 工事・検査に関する一切の費用は申請者の負担とする。
- 7 機材その他土砂等を水路上等に放置し、通水等に支障を与えぬこと。
- 8 工事中他の構造物を破損した場合は、市職員に連絡の上速やかに復旧すること。
- 9 工事着手前と完成後の写真、保安設備および各工種の断面を数値的に判断できるもの、また接続についてはその接合部分の写真を提出すること。
- 10 道路使用許可は必要な手続きを行い、許可条件を遵守し施工すること。
- 11 工事の施工は、愛知県建設局工事標準仕様書によること。
- 12 工事の遅延等に伴い、承認時の工事期間を過ぎる場合は、市職員へ変更の協議をすること。
- 13 管理移管完了日から2年以内に道路の陥没等が発生した場合、申請者の責任により復旧すること。
- 14 その他不明な点については、その都度市職員と協議すること。

別表 3

工事施工に関する注意事項

- 1 申請者、設計者、施工者は十分な意思疎通を図ること。市職員の指示事項、協議事項を十分に伝えること。
- 2 施工者は現地調査、地下埋設物調査を行い、設計内容を十分把握した上で工事に着手すること。
- 3 豊田市公共下水道標準図を参照のこと。
(注意事項)
- 4 マンホール高さの調整は、調整駒および早強無収縮モルタルを使用すること（調整金具は使用しない）。また、インバートコンクリートは 18-8-25BB 水セメント比 60%以下とすること。
- 5 マンホール鉄蓋の方向は、下流に向かって文字が読める向きとする。
- 6 表示テープ、埋設テープを必ず設置すること。
- 7 曲点を使用する場合は、曲点表示鉋・曲点マーカーを設置すること。
- 8 官民境界に取付管表示鉋を設置すること。
- 9 取付管は逆勾配とならないよう、十分に注意して施工すること。また、官民境界で取付管の管口をキャップする場合は、土砂等が侵入しないよう注意して施工すること。
- 10 取付管と本管の接合箇所は、取付管（VU 管）を使用する場合は接合材を充填し、管内面が隙間なく滑らかになるように仕上げること。
- 11 埋戻しは以下のとおり、施工すること。
＜市管理道＞ 路床埋戻し-修正 CBR20%以上の改良土・流用土
路体埋戻し-第 3 種以上の流用土もしくは改良土
＜県管理道＞ 面整備マニュアル P.10 を参照
＜国管理道＞ 車道-粒径 40mm以下の RC-40、C-40
歩道-粒径 40mm以下の改良土
- 12 埋戻しの一層の仕上り厚は以下のとおり、施工すること。
＜路床盛土の施工＞ 20 cm以下
＜下層路盤(人力締固め)の施工＞ 10 cm以下
- 13 舗装復旧の舗装構成は、道路管理者と協議し決定すること。
- 14 工事着手前に使用材料承認願を提出し、市の承認を受けること。
- 15 愛知県建設局土木工事標準仕様書に基づき、施工状況写真及び出来形管理写真を撮影すること。
- 16 やむを得ず工事内容を変更するときは、市職員と協議すること。
- 17 完了検査合格後、下水道台帳基図を 2 部作成し、管理移管及び寄附採納届、取付管設置位置確認書および取付管写真と合わせて提出すること。（基図用図面は市より支給）
- 18 取付管設置前に地権者に取付管位置の確認をとること。
- 19 宅地内排水設備工事の着工前に排水設備計画確認申請書を提出のこと。
- 20 公共ますの設置は排水設備計画確認申請許可後、豊田市排水設備指定工事店にて設置すること。
(排水設備計画確認申請の許可は、管理移管及び寄附採納手続き完了後)
- 21 宅地内工事は豊田市排水設備指定工事店で行うこと。

(様式1)

施工
下水道工事 **施工変更** **承認申請書**
施行廃止

年 月 日

豊田市事業管理者 殿

申請者 住所
 氏名
 電話
連絡先 氏名
 電話

施工場所	豊田市		地先
	施設名・開発名等		
施工目的			
構造及び数量			
工事施工方法 及び施工業者名			
工事期間	～		
変更（廃止）の理由 （施工変更・廃止の場合）		前承認番号 年 月 日 豊上下水施 発 第 号	

- 添付書類 1 位置図 2 平面図 3 縦・横断図 4 工作物の構造図 5 土地整理図
 6 舗装復旧図 7 交通規制図 8 現場写真 9 開発許可の写し
 1 0 要綱第2条の事項を確認できるもの
 1 1 その他事業管理者が必要と認めるもの

記入上の注意 ・ 太線内を申請者にて記入してください。
 ・ 施設名は、接続を予定している建築物等を記入してください。
 ・ 構造及び数量は本管の管種・管径・延長、人孔の種類・数量、取付管の
 箇所数を記入してください。

施工
施工変更
施行廃止

下水道工事

承認書

年 月 日

様

申請者

住所
氏名
電話

連絡先

氏名
電話

施工場所	豊田市		地内	
	施設名・開発名等			
施工目的				
構造及び数量				
工事施工方法 及び施工業者名				
工事期間	～			
変更の理由 (施工変更の場合)			前承認番号 年 月 日 豊上下水施 発 第 号	
承認の条件				

年 月 日

豊上下水施発 第 号

上記のとおり承認します。

豊田市事業管理者

変更届

年 月 日

豊田市事業管理者 殿

申請者 住所
氏名
電話
連絡先 氏名
電話

工事の種類 下水道承認工事	承認番号 豊上下水施発	年 月 日 付 第 号
変更事項 1 申請者等の地位継承 2 法人である申請者等の代表者変更 3 申請者等の住所・所在地、氏名・名称変更 4 許可期間の短縮 5 その他		
変更内容	変更前	変更後
理由		
変更年月日 年 月 日		

工事用材料使用届

年 月 日

豊田市事業管理者 殿

申請者 住所
氏名
電話
連絡先 氏名
電話

下記の材料を使用します。

- 1 施設名・開発名等
- 2 施工場所 地内
- 3 材料名及び製造業者名

材料名	規格	製造業者名

上記の材料の使用について確認しました。

年 月 日

申請者様

豊田市事業管理者

(注) 正副 2 部を作製し 1 通を請負者に交付する。

公共下水道工事 着手 完了 届

年 月 日

豊田市事業管理者 殿

申請者 住所
氏名
電話
連絡先 氏名
電話

公共下水道の区分 ☐ 敷地 ☐ 排水施設 ☐ その他	許可番号 豊上下水施発第 号 承認年月日 年 月 日
施工場所 豊田市 地内	
工事期間 ～	
工事（着手予定日・完了届提出日） 年 月 日	
施工業者 会社名 連絡先	
施工業者の現場監督員 氏名 連絡先	

※着手届には、道路使用許可書の写しを添付すること。

※完了届には、工事写真・出来形図を提出すること。

中間検査申請書

年 月 日

豊田市事業管理者 殿

申請者 住所
氏名
電話
連絡先 氏名
電話

年 月 日豊上下水施発第 号で承認を受けた公共下水道設置について、
工事の中間検査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 施設名・開発名等

2 施工場所 地内

3 検査希望日 年 月 日 () 午前・午後

※添付資料 出来形図、工事写真

年 月 日実施の中間検査の結果、合格とします。

年 月 日

申請者様

豊田市事業管理者

(注) 正副2部を作製し1通を請負者に交付する。

工事検査結果通知書

年 月 日

様

豊田市事業管理者

検査種類 完了検査	検査員	検査日
工事名 下水道承認工事		
工事場所 地内		
申請者		
工期 ～		
完了届受付日		

検査結果

管理移管及び寄附採納届

年 月 日

豊田市事業管理者 殿

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日 実施の完了検査合格に伴い、下記物件の引継ぎをお願いします。

1 施設名・開発名等

2 承認年月日 年 月 日
及び承認番号 豊上下水施発 第 号

3 物件調書

場所	豊田市		地内
下水道施設	管渠工	φ	L= m
	(管種・管径・延長	φ	L= m
	人孔		か所
	取付管		か所

添付書類

- ①位置図
- ②現況平面図（完成図）
- ③下水道台帳基図
- ④取付管設置位置確認書・取付管写真・公図・登記事項証明書
- ⑤開発行為に関する工事の検査済証
- ⑥その他